

使用者心得
(体育施設用)

鈴鹿工業高等専門学校

(物件保全義務)

第1条 使用を許可した物件は、独立行政法人国立高等専門学校機構不動産監理規則第20条及び鈴鹿工業高等専門学校不動産管理規則に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

(開放時間)

第2条 施設の開放時間は原則、下記の通りである。

平日	20:00～22:00まで
土、日、祝日	8:00～22:00まで

(使用上の制限)

第3条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を使用用途以外に供してはならない。

- 2 使用を許可された者は、使用を許可された物件を他の者に転貸し、又は、担保に供してはならない。
- 3 許可されている場合であっても悪天候など施設の維持管理上、不相当と認める場合は使用出来ない。
- 4 喫煙については本校の指定の喫煙場所(専攻科棟横喫煙コーナー)以外で行ってはいけない。(別図参照)
- 5 駐車場については構内指定の駐車場に止めること。(別図参照)
- 6 本校職員や学生、その他外部者等から施設使用に関する苦情があった場合は、使用許可を取消し、今後貸付しないものとする。

(使用許可の取消又は変更)

第4条 校長は、次の各号の1に該当するときは、使用許可の取消又は変更をすることができる。

- (1) 使用を許可された者が許可条件に違背したとき。
- (2) 本校において使用を許可した物件を必要とするとき。

(原状回復)

第5条 校長が使用許可を取消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、

使用を許可された者は、自己の負担で、校長の指定する期日までに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。

ただし、校長が特に承認したときは、この限りでない。

- 2 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、校長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用を許可された者は、何等の異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第6条 使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。

(使用場所の鍵の開閉)

第7条 基本的に体育館等の使用場所の鍵の開閉は、警備員が行うので、使用を許可された者は、使用開始前と終了後に守衛室に赴きその旨連絡しなければならない。また終了後については施設の状況確認（破損部分の有無や後片付け等）も受けること。

(疑義の決定)

第8条 本条件に関し、疑義のあるとき、その他使用を許可した物件の使用について疑義を生じたときは、すべて校長の決定するところによるものとする。

(その他)

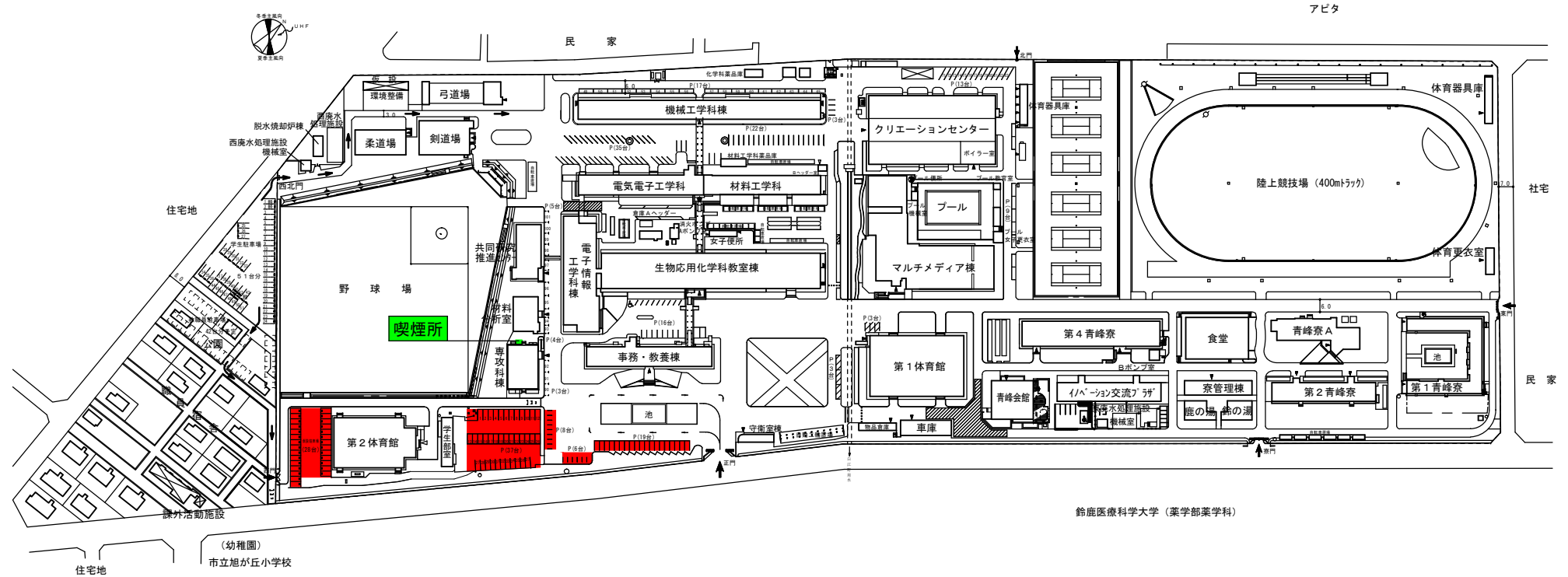
第9条 使用中、使用者又は同伴者についての事故は使用を許可された者の責に帰す。

- 2 使用を許可された者は、以下の事項をおこなうこと。

- (1) 使用中又は終了後の整理整頓。
- (2) 使用後の施設内及び施設周辺の清掃。
- (3) ごみ、空き缶等は、必ず持ち帰ること。

別 図

配 置 図



指定駐車場

0 10 20 30 50 100M

S = 1 / 2000